
プロジェクト **収益認識**

項目 **注記事項の検討を進めるにあたっての基本的な考え方**

本資料の目的

1. 本資料は、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）における注記事項の定め開発に向けて、検討を進めるにあたっての基本的な考え方についてご意見をお伺いすることを目的としている。

背景

2. 収益認識会計基準においては、必要最低限の定め（顧客との契約から生じる収益について、企業の主要な事業における主な履行義務の内容及び企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）を注記する。）を除き、基本的に注記事項は定めないこととし、本会計基準が適用される時（2021 年（平成 33 年）4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首）まで（準備期間を含む。）に、注記事項の定めを検討することとしている（収益認識会計基準第 80 項及び第 156 項）。

注記事項の定め開発に向けての検討

注記事項の定めに関して収益認識会計基準の開発過程で寄せられた意見（全般的事項）

3. 収益認識会計基準の開発過程において、次のとおり、IFRS 第 15 号と同様の開示を取り入れるべきであるとの意見と、IFRS 第 15 号と同様の開示規定を取り入れることについて懸念する意見の両方が聞かれた。

（IFRS 第 15 号と同様の開示を取り入れるべきであるとの意見）

4. 収益認識会計基準の開発過程において、次のとおり、IFRS 第 15 号（又は Topic 606 号）と同様の開示規定を取り入れるべきであるとの意見が寄せられた。
 - (1) 収益認識における取引の内容と会計処理との関係を正しく理解するために、強制適用時までには十分な議論を重ね、IFRS 第 15 号や Topic 606 に遜色ない開示規定を基準化すべきである。

- (2) 国際的な整合性を勘案し、我が国における収益認識の会計基準においても、IFRS 第 15 号における注記事項を修正することなく定めることが適切であると考え
る。
- (3) 財務諸表の国際的な比較可能性の確保の観点からは、開示についても IFRS 第 15
号と同一の要求を行うべきと考える。

(IFRS 第 15 号と同様の開示規定を取り入れることについて懸念する意見)

5. 一方で、収益認識会計基準の開発過程において、次のとおり、IFRS 第 15 号と同様の
開示規定を取り入れることについて懸念が寄せられた。
 - (1) IFRS 第 15 号の開示規定をそのまま取り入れるのではなく、是々非々の対応を
行うべきである。つまり、IFRS 第 15 号の開示規定について、開示の目的、その
開示がない場合にどのような不都合が生じるか等を徹底的に検討し、会計基準
に仮に取り入れる場合には当該検討内容を基準の中に明瞭に記載することが必要
である。
 - (2) 日本基準を連結財務諸表及び個別財務諸表で適用している企業にとっては、開
示項目が増加することに対する抵抗感が強く、また開示の有用性の判断が困難
であると考えられるため、新基準においてはゼロベースで開示の検討を行い、
開示項目の目的について関係者の共通理解を形成しながら必要な項目を取り入
れるという方向性で検討を進めることがよい。
 - (3) 開示については利用者の関心が高いものである一方、作成者にとっては大きな
負荷が生じるものであり、検討期間を十分に確保したうえで慎重に検討するこ
とが考えられる。また、受注残等の非財務情報で十分に対応できるものもある
ため、現行の実務で開示されているものと比べて、新しい開示項目はどのよう
な有用性があるかについて十分検討する必要がある。

注記事項を検討するにあたっての基本的な考え方

6. 本資料第 4 項に記載したとおり、収益認識会計基準の開発過程においては、収益認識
における取引の内容と会計処理との関係を正しく理解するために、IFRS 第 15 号や
Topic 606 に遜色ない注記事項に関する規定を定めるべきであるといった意見や、財
務諸表の国際的な比較可能性の確保の観点から注記事項についても IFRS 第 15 号と同
一の要求を行うべきであるとの意見が寄せられている。

7. 収益認識に関する会計処理の定めを開発するにあたっての基本的な方針として、当委員会では、IFRS 第 15 号と整合性を図る便益の 1 つである、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を確保する観点から、IFRS 第 15 号の定めを基本的にすべて取り入れることとした。その結果として、収益認識に関する会計処理については IFRS 第 15 号及び Topic 606 と同様の基準となっている。
8. ここで、これまで国際的な整合性を図る観点から会計基準等の開発を行う際に、会計処理については、開発する会計基準に準拠して行われる会計処理により得られる財務情報が国際的な会計基準と大きく異ならないように開発を行った場合であっても、注記事項については、必ずしも会計処理と同様の対応を行っていない。
9. しかしながら、収益は、企業の主な営業活動からの成果を表示するものとして、企業の経営成績を表示するうえで重要な財務情報と考えられ(収益認識会計基準第 92 項)、収益に関する情報によって、財務諸表利用者は、企業の顧客との契約及び当該契約から生じる収益を適切に理解できるようになり、より適切に将来キャッシュ・フローの予測ができるようになることを通じて、より適切な経済的意思決定ができるようになると考えられる。
10. したがって、収益に関する注記事項は、注記全体の中で重要性が高いものと考えられるため、収益認識会計基準においては、会計処理に関する定めと同様に、注記事項についても原則として IFRS 第 15 号及び Topic 606 と同様の項目を収益認識会計基準に含めることが考えられるがどうか。仮に IFRS 第 15 号及び Topic 606 と同様の注記事項を定めなかったとした場合、比較可能性が損なわれるだけでなく、日本基準に基づいて作成された財務諸表について十分な開示がなされていないとの指摘がなされる可能性があると考えられる。
11. 一方で、第 5 項に記載したとおり、主に財務諸表作成者等から、注記が大幅に増加することについて負荷が生じることに対する強い懸念が聞かれており、個々の注記事項の有用性について十分検討したうえで必要なものを取り入れるべきであるとの意見が寄せられている。
12. 個々の注記事項の有用性について検討したうえで必要なものを取り入れる場合、有用性が認められるために必要とされる情報は、契約のタイプによって異なるものと考えられる。収益認識会計基準の対象となる契約にはさまざまなタイプがあることを考慮すると、個々の契約のタイプについて注記事項を定めることは、現実的に困難であるばかりでなく、会計基準を複雑にすることになると考えられる。
13. したがって、開示目的を定めただうえで、企業の契約の実態にあわせて、当該開示目的

に照らして注記事項の内容を決めることとしたほうが、より有用な開示を財務諸表利用者にもたらすと考えられる。なお、IFRS 第 15 号においても、さまざまな種類の契約に対応するために全体的な開示目的を明示することとしている（IFRS 第 15 号第 BC330 項）。

14. 以上の点を踏まえると、注記事項の検討を進めるにあたっての基本的な考え方として、次の対応が考えられるがどうか。
 - (1) 包括的な定めとして、IFRS 第 15 号と同様の開示目的及び重要性の定めを収益認識会計基準に含める。また、原則として IFRS 第 15 号の注記事項のすべての項目を収益認識会計基準に含める。
 - (2) 財務諸表作成者が当該企業の契約の実態にあわせて個々の注記事項の開示の要否を判断することを明確にし、開示目的に照らして重要性に乏しいと認められる項目については注記を省略することができることを明確にする（詳細な分析及び文案については、審議(3)-2-2 で提案している。）。
 - (3) 財務諸表作成者から、特に作成負担に関して強い懸念等が寄せられている、「残存履行義務に配分した取引価格」に関する注記については、重要性の判断等について、追加の対応をすべきか否かを別途検討する（このほか、債権と契約資産を区分して貸借対照表に表示することを要求するか否かを検討することとしており、その検討結果に合わせて、契約残高に関する注記について追加の対応を検討する可能性がある。）。
15. なお、企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（以下「収益認識適用指針」という。）において代替的な取扱いとして設けた項目に対する注記の要否についても、別途検討することが考えられる。

ディスカッション・ポイント

注記事項の検討を進めるにあたっての基本的な考え方に関する事務局案についてご意見をお伺いしたい。

以上